

私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領

平成23年10月17日
23文科高第594号
高等教育局長決定
(改正令和2年12月25日)

(通則)

第1条 私立学校建物其他災害復旧費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日法律第150号）、同法施行令（昭和37年10月10日政令第403号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）並びに私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱（以下「要綱」という。）の定めによるもののほか、この要領の定めるところによる。

(申請手続)

- 第2条 私立の学校の設置者（以下「設置者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式第1による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の交付申請書の提出は、関係都道府県知事を経由して行うものとする。ただし、適正化令第18条の規定により同令第17条に規定する事務を文部科学大臣が行う場合はこの限りではない。
 - 3 関係都道府県知事が設置者から交付申請書を受理したときは、別紙様式第1-2による交付申請額一覧を添えて当該交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

- 第3条 文部科学大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。
- 2 第2条第2項の規定は、前項の交付の決定の通知について準用する。
 - 3 関係都道府県知事が文部科学大臣から補助金の交付の決定の通知を受けたときは、速やかに当該設置者に対し、別紙様式第2による交付決定通知書を送付しなければならない。

(申請の取下げ)

第4条 補助金の交付の決定を受けた設置者は、交付の決定の内容又はこれに付され

た条件に対して不服があることにより補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書に示された期日までに、その旨を記載した書面を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の書面の提出について準用する。

3 関係都道府県知事が設置者から第1項の書面を受理したときは、これを速やかに文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第5条 補助金の交付の決定を受けた設置者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を遂行するため契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(事業計画変更の承認)

第6条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別紙様式第3による変更承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の変更承認申請書の提出及び承認の通知について準用する。

3 関係都道府県知事が補助事業者から第1項の変更承認申請書を受理したときは、これを速やかに文部科学大臣に提出しなければならない。

4 文部科学大臣は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

5 関係都道府県知事が文部科学大臣から承認の通知を受けたときは、速やかに当該補助事業者に対し、別紙様式第4による変更承認通知書を送付しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、別紙様式第5による申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の申請書の提出及び承認の通知について準用する。

3 関係都道府県知事が補助事業者から第1項の申請書を受理したときは、これを速やかに文部科学大臣に提出しなければならない。

4 関係都道府県知事が文部科学大臣から承認の通知を受けたときは、速やかに当該補助事業者に対し、別紙様式第6による承認通知書を送付しなければならない。

(補助事業遅延の届出)

第8条 補助事業者は、補助事業が当該会計年度内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに別紙様式7による報告書を文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の報告書の提出について準用する。

- 3 関係都道府県知事が補助事業者から第1項の報告書を受理したときは、これを速やかに文部科学大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、関係都道府県知事(第3条の補助金の交付の決定を関係都道府県知事を経由せず受理した補助事業者にあつては文部科学大臣(以下この条、次条、第11条第1項、第2項及び第14条第4項において同じ。))の要求があつたときは、速やかに別紙様式第8による状況報告書を関係都道府県知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式第9による実績報告書を関係都道府県知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 関係都道府県知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第6条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙様式第10による確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 関係都道府県知事は、前項の額の確定を行った場合において既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付してその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 関係都道府県知事は、第1項の額の確定を行った場合は、別紙様式第11による確定報告書を文部科学大臣に送付するものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 文部科学大臣は、第7条の補助事業の中止又は廃止の申請があつた場合及び次に掲げる場合には、第3条の補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- 一 補助事業者が適正化法及び適正化令その他の関係法令若しくは要綱、この要領又はこれらに基づく文部科学大臣等の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
 - 四 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部

の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第 13 条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、文部科学大臣はその収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第 14 条 適正化令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定により、文部科学大臣が定める財産は、取得財産等のうち 1 個又は 1 組の取得価格が 50 万円以上のもの及び効用の増加価格が 50 万円以上のものとする。

2 適正化令第 14 条第 1 項第 2 号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、文部科学大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

4 前項の承認は関係都道府県知事を経由して受けるものとする。

5 前条第 2 項の規定は、第 3 項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第 15 条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了する日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

附則 この要領は、平成 23 年度以降に交付を決定する補助金から適用する。

別紙様式第1（第2条第1項関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

（申請者）

住 所

法人名

氏 名

令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金交付申請書

〇〇（激甚指定された政令の名称）（令和〇年政令第〇号）により激甚災害として指定された〇〇（激甚指定された災害の名称）による被害を受けた私立学校施設の災害復旧事業（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第17条に規定する事業）を実施しますので、下記のとおり国庫補助金を交付して下さるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 〇,〇〇〇,〇〇〇千円

- （注）
- 申請者欄には、学校法人又は宗教法人にあっては住所、法人名及び代表者名、個人にあっては住所及び設置者名を記入すること。
 - 交付申請額欄には、別表の補助金の額欄の計を記入すること。
 - 収支予算書（国庫補助金及び災害復旧事業費の予定収支が明記されているもの）を添付すること。
 - 交付申請額が内定額と異なる場合は、提出済の事業計画書の写を朱書きで加筆修正（変更前の数値を訂正しその上段に変更後の数値を記入）すること。なお、この場合、現地調査又は机上調査の査定による加筆修正とは区別できるように記入すること。
また、変更後の明細書（見積書）又は契約書若しくは請求書の写を添付すること。
 - 明細書（見積書）又は契約書若しくは請求書の写には原本と相違ない旨を明記すること。

記入例（通常の災害復旧事業のみを申請する場合。）

別紙様式第1（第2条第1項関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

（申請者）
住 所
法人名
氏 名

令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金交付申請書

〇〇〇〇〇についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和〇年政令第〇号）＜※激甚指定政令の名称及び政令番号を記入すること。＞により激甚災害として指定された〇〇〇〇〇〇〇＜※激甚指定政令により指定された災害の名称を記入すること。＞による被害を受けた私立学校施設の災害復旧事業（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第17条に規定する事業）を実施しますので、下記のとおり国庫補助金を交付してください。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 〇,〇〇〇,〇〇〇千円

- （注）
1. 申請者欄には、学校法人又は宗教法人にあつては住所、法人名及び代表者名、個人にあつては住所及び設置者名を記入すること。
 2. 交付申請額欄には、別表の補助金の額欄の計を記入すること。
 3. 収支予算書（国庫補助金及び災害復旧事業費の予定収支が明記されているもの）を添付すること。
 4. 交付申請額が内定額と異なる場合は、提出済の事業計画書の写を朱書きで加筆修正（変更前の数値を訂正しその上段に変更後の数値を記入）すること。なお、この場合、現地調査又は机上調査の査定による加筆修正とは区別できるように記入すること。
また、変更後の明細書（見積書）又は契約書若しくは請求書の写を添付すること。
 5. 明細書（見積書）又は契約書若しくは請求書の写には原本と相違ない旨を明記すること。

記入例（応急仮設校舎等整備事業又は借用土地等災害復旧事業のみを申請する場合。）

別紙様式第1（第2条第1項関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

（申請者）

住 所

法人名

氏 名

令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金交付申請書

〇〇〇〇〇についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和〇年政令第〇号）＜※激甚指定政令の名称及び政令番号を記入すること。＞により激甚災害として指定された〇〇〇〇〇〇〇＜※激甚指定政令により指定された災害の名称を記入すること。＞による被害を受けた私立学校施設の災害復旧事業（私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱に規定する事業）を実施しますので、下記のとおり国庫補助金を交付してくださるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 〇,〇〇〇,〇〇〇千円

- （注）
1. 申請者欄には、学校法人又は宗教法人にあっては住所、法人名及び代表者名、個人にあっては住所及び設置者名を記入すること。
 2. 交付申請額欄には、別表の補助金の額欄の計を記入すること。
 3. 収支予算書（国庫補助金及び災害復旧事業費の予定収支が明記されているもの）を添付すること。
 4. 交付申請額が内定額と異なる場合は、提出済の事業計画書の写を朱書きで加筆修正（変更前の数値を訂正しその上段に変更後の数値を記入）すること。なお、この場合、現地調査又は机上調査の査定による加筆修正とは区別できるように記入すること。
また、変更後の明細書（見積書）又は契約書若しくは請求書の写を添付すること。
 5. 明細書（見積書）又は契約書若しくは請求書の写には原本と相違ない旨を明記すること。

補助事業実施計画調書

(1/1)

事業区分 学校名 ----- 補助対象経費の用途 (対象施設区分)	補助事業に要する経費			補助率 ④	補助金の額 ③×④	着手(予定)年月日	備考
	工事費 ①	事務費 ②	計 ③=①+②			完了(予定)年月日	
	千円	千円	千円		千円	令和 年 月 日	
						----- 令和 年 月 日	
						令和 年 月 日	
						----- 令和 年 月 日	
						令和 年 月 日	
						----- 令和 年 月 日	
						令和 年 月 日	
						----- 令和 年 月 日	
計							

(注) 1. 補助対象経費の用途(対象施設区分)欄には、「建物」、「土地」、「工作物」又は「設備」のうち、申請する区分を全て記入すること。
 2. 補助事業に要する経費の内訳欄、補助率及び補助金の額欄は、申請内容が交付内定の内容から変更のない場合、交付内定額をそのまま転記し、申請内容が交付内定内容と異なる場合、内定額を上限とし申請に係る金額を記入すること。なお、その場合、事務費は工事費に1/100を乗じた額(千円未満は切捨て)とし、補助金の額の算出にあたって千円未満の端数が生じた場合は切捨てるものとする。

都道府県総括表

(都道府県名) _____

(1 / 1)

設置者名	学校名	補助事業に要する経費			補助率 ④	補助金の額 ③×④	備考
		工事費 ①	事務費 ②	計 ③=①+②			
		千円	千円	千円		千円	
計	校						

(注) 私立学校建物其他災害復旧費補助金(応急仮設校舎等整備事業)交付要綱に規定する事業を含む場合は、備考欄に「交付要綱事業を含む」と記載すること。

私立学校建物其他災害復旧費補助金交付決定通知書

設置者名

理事長名

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり交付することに令和 年 月 日付 第 号をもって文部科学大臣の決定があったので、適正化法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

（都道府県知事名）

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、〇〇〇〇〇についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和〇年政令第〇号）により激甚災害として指定された〇〇〇〇による被害を受けた私立学校施設の災害復旧事業とし、その内容は令和 年 月 日付 第 号で申請のあった令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額は別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費 金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

補助金の額 金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

3 補助事業に要する経費の配分（各事業区分ごとの補助事業に要する経費、工事費及び事務費の区分をいう。）及び各事業区分ごとに配分された補助事業に要する経費に対応する補助金の額は前記1の交付申請書記載のとおりとする。

4 補助金の額の確定は、次の方式によるものとする。

(1) 補助金の額の確定の対象となる事業に要する経費は、各事業区分ごとに次により算出した工事費と事務費の合計額とする。この場合において工事費、事務費の区分ごとにそれぞれ1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

ア 工事費

国庫補助対象となった当該施設をそれぞれ原形に復旧するために要した工事費の実支出額とする。ただし、それぞれの実支出額が交付申請書に記載された補助事業に要する経費を超過する場合は、交付申請書に記載の工事費をもって限度とする。

なお、補助事業とそれ以外の事業とが同一契約によって同時に行われている場合は、契約書の工事内訳明細書等により補助事業に要した工事費を区分するものとする。

イ 事務費

前記アにより算出した工事費の合計額に100分の1を乗じた額と、事務費の実支出額とのいずれか少ない額とする。

(2) 国庫補助金の算定額は、次により算出する。

前記4(1)により算出された工事費と事務費の合計額に当該事業区分に対応する補助率を乗じて得た額とする。ただし、この場合において1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

5 補助事業者は、この補助金に関する諸法令及び私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領（平成23年10月17日高等教育局長決定。以下「取扱要領」という。）に従わなければならない。

6 この補助金の交付の条件は、前項に定めるもののほか次のとおりとする。

(1) この補助金は、交付の目的以外に使用してはならない。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止又は廃止しようとするときは、取扱要領第6条又は第7条により、あらかじめ文部科学大臣に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、この申請は、補助金の交付の決定を関係都道府県知事を経由して受理した補助事業者にあつては当該関係都道府県知事を経由して行うものとする。

(4) この補助金による事業は、令和 年3月31日までに完了しなければならない。

ただし、やむを得ない事情のために令和 年3月31日までに完了することができない場合で、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けたときは、この限りではない。

(5) この補助事業を遂行するため契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果

をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

- (6) 補助事業者は、この事業の収支について証拠書類及び所定の帳簿を備え、その収支予算に関する一切の事項を明確にして補助事業の廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
 - (7) 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は令和 年4月10日までのいずれか早い日までに、実績報告書を作成し、関係都道府県知事（補助金の交付の決定を関係都道府県知事を経由せず受理した補助事業者にあっては文部科学大臣）に提出しなければならない。
 - (8) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業の完了したのちにおいても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (9) 前号の財産のうち、不動産、船舶及びその従物並びに取得価格が1個又は1組500,000円以上の設備については、別に定める処分制限期間内は文部科学大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - (10) 上記(9)に従い、文部科学大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあった場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることがある。
- 7 この交付の決定に対して不服がある場合における、取扱要領第4条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知書を受領した日から30日以内とする。

別紙様式第3（第6条第1項関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

（申請者）
住 所
法人名
氏 名

令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金に係る
事 業 計 画 変 更 承 認 申 請 書

令和 年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認して下さるよう私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更内容 別表のとおり
- 2 変更理由

補助事業実施計画変更調書

(1/1)

区 分	事業区分		補助事業に要する経費			補 助 率 ④	補助金 の額 ③×④	着手(予定)年月日		備 考
	学 校 名		工事費 ①	事務費 ②	計 ③=①+②			完了(予定)年月日		
	補助対象経費の用途 (対象施設区分)									
変 更 前			千円	千円	千円		千円	令和 年 月 日		
								令和 年 月 日		
変 更 後								令和 年 月 日		
								令和 年 月 日		
増・減(△)額										

- (注) 1. 変更前の欄には、内容を変更する補助事業に係る交付申請書の別表（本申請前に事業計画の変更承認を受けている場合は、当該事業計画の変更に係る申請書の別表の変更後）の当該事業区分の記載内容を転記すること。
2. 変更後の補助対象経費の用途（対象施設区分）欄には、「建物」、「土地」、「工作物」又は「設備」のうち、変更後の計画に係る区分を全て記入すること。
3. 変更後の国庫補助事業に要する経費の内訳欄及び補助金の額欄は、変更後の計画内容を記入すること。なお、その場合、事務費は工事費に1/100を乗じた額（千円未満は切捨て）とし、補助金の額の算出にあたって千円未満の端数が生じた場合は切捨てるものとする。

私立学校建物其他災害復旧費補助金事業計画変更承認通知書

設置者名

理事長名

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金に係る事業内容の変更については、次のとおり承認することに令和 年 月 日付 第 号をもって文部科学大臣の決定があったので、私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領第6条第5項の規定により通知する。

令和 年 月 日

（都道府県知事名）

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、〇〇〇〇〇についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和〇年政令第〇号）により激甚災害として指定された〇〇〇〇による被害を受けた私立学校施設の災害復旧事業とし、変更に係る内容は令和 年 月 日付 第 号で申請のあった令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金に係る事業計画変更承認申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。
ただし、この事業計画変更承認以降、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額は別に通知するところによるものとする。

(1) 変更前

補助事業に要する経費 金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

補助金の額 金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

(2) 変更承認後

補助事業に要する経費 金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

補助金の額 金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

(3) 増・減(△)額

補助事業に要する経費 金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

補助金の額 金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

3 変更に係る補助事業に要する経費の配分(変更に係る各事業区分ごとの補助事業に要する経費、工事費及び事務費の区分をいう。)及び各事業区分ごとに配分された補助事業に要する経費に対応する補助金の額は前記1の事業計画変更承認申請書記載のとおりとする。

4 変更に係る補助金の額の確定は、次の方式によるものとする。

(1) 補助金の額の確定の対象となる事業に要する経費は、各事業区分ごとに次により算出した工事費と事務費の合計額とする。この場合において工事費、事務費の区分ごとにそれぞれ1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

ア 工事費

国庫補助対象となった当該施設をそれぞれ原形に復旧するために要した工事費の実支出額とする。ただし、それぞれの実支出額が事業計画変更承認申請書に記載された補助事業に要する経費を超過する場合は、事業計画変更承認申請書に記載の工事費をもって限度とする。

なお、補助事業とそれ以外の事業とが同一契約によって同時に行われている場合は、契約書の工事内訳明細書等により補助事業に要した工事費を区分するものとする。

イ 事務費

前記アにより算出した工事費の合計額に100分の1を乗じた額と、事務費の実支出額とのいずれか少ない額とする。

(2) 国庫補助金の算定額は、次により算出する。

前記4(1)により算出された工事費と事務費の合計額に当該事業区分に対応する補助率を乗じて得た額とする。ただし、この場合において1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

5 この補助金の交付の条件は、交付決定通知書に記載のとおりとする。

6 この変更承認の決定に対して不服がある場合における、取扱要領第4条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知書を受領した日から30日以内とする。

別紙様式第5（第7条第1項関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

（申請者）
住 所
法人名
氏 名

令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金に係る
事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業について、下記のとおり事業の内容を中止（廃止）したいので、承認してくださるよう私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業中止（廃止）の内容 別表のとおり
- 2 補助事業中止（廃止）の発生日 令和 年 月 日
- 3 中止（廃止）理由

補助事業中止（廃止）調書

(1/1)

区分	事業区分	国庫補助事業に要する経費			補助率 ④	補助金の額 ③×④	着手(予定)年月日	備考
	学校名	工事費 ①	事務費 ②	計 ③=①+②			完了(予定)年月日	
	補助対象経費の使途 (対象施設区分)							
変更前		千円	千円	千円		千円	令和 年 月 日	
							令和 年 月 日	
中止・廃止後							令和 年 月 日	
							令和 年 月 日	
増・減(△)額								

- (注) 1. 変更前の欄には、内容を変更する補助事業に係る交付申請書の別表（本申請前に事業計画の変更承認を受けている場合は、当該事業計画の変更に係る申請書の別表の変更後）の当該事業区分の記載内容を転記すること。
2. 中止・廃止後の補助対象経費の使途（対象施設区分）欄には、「建物」、「土地」、「工作物」又は「設備」のうち、補助事業を一部中止又は一部廃止する場合は一部中止・一部廃止後の計画に係る区分を全て記入し、補助事業を全部中止又は全部廃止する場合は空欄とすること。
3. 中止・廃止後の国庫補助事業に要する経費の内訳欄及び補助金の額欄は、補助事業を一部中止又は一部廃止する場合は一部中止・一部廃止後の計画内容を記入し、補助事業を全部中止又は全部廃止する場合は空欄とすること。

私立学校建物其他災害復旧費補助金事業中止（廃止）承認通知書

設置者名

理事長名

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金に係る事業の中止（廃止）については、次のとおり承認することに令和 年 月 日付 第 号をもって文部科学大臣の決定があったので、私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領第7条第4項の規定により通知する。

令和 年 月 日

（都道府県知事名）

- この補助金の交付の対象となる事業は、〇〇〇〇〇政令（令和〇年政令第〇号）により激甚災害として指定された〇〇〇による被害を受けた私立学校施設の災害復旧事業とし、中止（廃止）に係る内容は令和 年 月 日付 第 号で申請のあった令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金に係る事業中止（廃止）承認申請書記載のとおりとする。
- 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。
ただし、この事業中止（廃止）承認通知以降、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額は別に通知するところによるものとする。

(1) 中止（廃止）前

補助事業に要する経費 金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
補助金の額 金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

(2) 中止（廃止）承認後

補助事業に要する経費 金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
補助金の額 金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

(3) 増・減(△)額

補助事業に要する経費 金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
補助金の額 金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

3 中止（廃止）に係る補助事業に要する経費の配分（中止（廃止）に係る各事業区分ごとの補助事業に要する経費、工事費及び事務費の区分をいう。）及び各事業区分ごとに配分された補助事業に要する経費に対応する補助金の額は前記1の事業中止（廃止）承認申請書のとおりとする。

4 事業中止（廃止）に係る補助金の額の確定は、次の方式によるものとする。

(1) 補助金の額の確定の対象となる事業に要する経費は、各事業区分ごとに次により算出した工事費と事務費の合計額とする。この場合において工事費、事務費の区分ごとにそれぞれ1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

ア 工事費

国庫補助対象となった当該施設をそれぞれ原形に復旧するために要した工事費の実支出額とする。ただし、それぞれの実支出額が事業中止（廃止）承認申請書に記載された補助事業に要する経費を超過する場合は、事業中止（廃止）承認申請書に記載の工事費をもって限度とする。

なお、補助事業とそれ以外の事業とが同一契約によって同時に行われている場合は、契約書の工事内訳明細書等により補助事業に要した工事費を区分するものとする。

イ 事務費

前記アにより算出した工事費の合計額に100分の1を乗じた額と、事務費の実支出額とのいずれか少ない額とする。

(2) 国庫補助金の算定額は、次により算出する。

前記4(1)により算出された工事費と事務費の合計額に当該事業区分に対応する補助率を乗じて得た額とする。ただし、この場合において1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

5 この補助金の交付の条件は、交付決定通知書に記載のとおりとする。

6 この事業中止（廃止）承認の決定に対して不服がある場合における、取扱要領第4条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、この承認通知書を受領した日から30日以内とする。

別紙様式第7（第8条第1項関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

（申請者）

住 所

法人名

氏 名

令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金に係る
事 業 遅 延 報 告 書

令和 年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業について、下記のとおり事業の進捗に遅延が生じ、当該会計年度内に完了することができないと見込まれます（補助事業の遂行が困難になりました）ので、私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領第8条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

補助事業の進捗状況等の内容 別表のとおり

補助事業遅延等状況調書

(1/1)

事業区分	補助事業に要する経費			補助率 ④	補助金の額 ③×④	着手(予定)年月日	理由
	学校名	工事費 ①	事務費 ②			計 ③=①+②	
補助対象経費の用途 (対象施設区分)						完了(予定)年月日	
	千円	千円	千円		千円	令和 年 月 日	
						%	
						令和 年 月 日	
						%	
						令和 年 月 日	
						%	
						令和 年 月 日	

(注) 1. 遅延が見込まれる補助事業に係る交付申請書の別表（本申請前に事業計画の変更承認を受けている場合は、当該事業計画の変更に係る申請書の別表の「変更後」の事業）の当該事業区分の記載内容を転記すること。
 2. 年度末出来高見込欄には、年度末時点で見込まれる完了割合を記載すること。また、遅延した場合の完了（予定）年月日を記載すること。

別紙様式第8（第9条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

（申請者）
住 所
法人名
氏 名

令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金に係る
事 業 遂 行 状 況 等 報 告 書

令和 年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業について、下記のとおり補助事業の遂行及び支出状況について、私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領第9条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の遂行状況 別紙のとおり
- 2 補助対象経費の事業区分ごと支出状況 別紙のとおり

別紙様式第9（第10条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

（申請者）

住 所

法人名

氏 名

令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金に係る
実 績 報 告 書

令和 年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業について、下記のとおり事業が完了したので、私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領第10条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告 別表のとおり
- 2 添付書類

補助事業実績報告調書

(1/1)

事業区分		補助事業に要する経費			補助率 ④	補助金の額 ③×④	着手(予定)年月日	備考
学校名	補助対象経費の用途 (対象施設区分)	工事費 ①	事務費 ②	計 ③=①+②			完了(予定)年月日	
		交付決定等	千円	千円	千円		千円	令和 年 月 日 ----- 令和 年 月 日
	実績(実支出)						令和 年 月 日 ----- 令和 年 月 日	
	交付決定等						令和 年 月 日 ----- 令和 年 月 日	
	実績(実支出)						令和 年 月 日 ----- 令和 年 月 日	
実支出計								

- (注) 1. 補助対象経費の用途(対象施設区分)欄には、「建物」、「土地」、「工作物」又は「設備」のうち、申請する区分を全て記入すること。
2. 国庫補助事業に要する経費の内訳欄及び補助金の額欄は、申請内容が交付内定の内容から変更のない場合、交付内定額をそのまま転記し、申請内容が交付内定内容と異なる場合、内定額を上限とし申請に係る金額を記入すること。なお、その場合、事務費は工事費に1/100を乗じた額(千円未満は切捨て)とし、補助金の額の算出にあたって千円未満の端数が生じた場合は切捨てるものとする。
3. 実績報告書には、契約書、領収書及び検査調書の写を添付すること。

別紙様式第 10 (第 11 条第 1 項関係)

令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金確定通知書

設置者名

理事長名

令和 年 月 日付 第 号であった補助事業の実績報告に係る補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定により下記のとおり補助金の額の確定をしたので通知する。

令和 年 月 日

(都道府県知事名)

記

確 定 額 〇,〇〇〇,〇〇〇千円

別紙様式第 11（第 11 条第 3 項関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

（都道府県知事名）

令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金の額の確定について

標記補助金に係る補助事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定により補助金の額の確定をいたしましたので、私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領第 11 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

○ 添付資料

- 1 令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金確定通知書（写）
- 2 令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金に係る実績報告書（写）